

令和8年度
第1回
定期監査報告書

(生涯学習部)

社会教育課

文化課

美術担当

文化複合施設等整備担当

選挙管理委員会事務局

青梅市監査委員

定 期 監 査 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定による監査

2 監査の対象部署

生涯学習部 社会教育課、文化課、美術担当、文化複合施設等整備担当

選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 29 日まで

説明聴取 令和 8 年 5 月 29 日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第 2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和7年12月31日現在）

(1) 歳入（単位：円、％）

課	予算現額	調定済額	収入済額	調定に対する収入率
社会教育課	13,308,000	6,907,641	6,680,415	96.7
文化課	27,054,000	2,594,417	2,583,826	99.6
選挙管理委員会事務局	225,453,000	77,503,795	77,503,795	100.0

(2) 歳出（単位：円、％）

課	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
社会教育課	567,567,000	393,992,807	69.4
文化課	679,222,000	224,408,855	33.0
文化複合施設等整備担当	10,274,000	418,579	4.1
選挙管理委員会事務局	192,961,000	165,684,493	85.9

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 社会教育課

ア 公共ホール等使用料助成金について

公共ホール等使用料助成金は、公共ホール等使用料助成金交付要綱にもとづき、青梅市民会館の閉鎖による代替施設として、市内および西多摩地域に所在する施設（以下「公共ホール等」という。）を使用して公演等を行う市内の団体に対し、その使用料の一部を助成するものである。

この交付要綱では、助成対象団体は市内に在住、在勤または在学する者の人数が構成員の過半数を満たす団体とされ、公演等は「営利を目的としないもの」を前提としており、その判断は、以前にこの助成金を利用した公演名や、提出された実績報告書等により行っているとのことである。

また、助成の条件として、「実施する公演等が272人以上の観客数を想定するもの、または、青梅市文化交流センターより規模の大きい舞台でなければ実施できないもので、かつ、公共ホール等を使用するもの」とし、実績報告として、「助成金の交付決定を受けた団体は、公共ホール等の使用後に実績報告書に公演等の実施状況がわかる舞台および客席等の写真等を添えて市長に提出する」としている。

この助成に関し、各団体から提出された実績報告書には、公演等の実施状況がわかる舞台および客席等の写真が添えられていたが、助成の条件を満たしているかを判断するには不十分なものがあつた。

また、提出された写真を見た限りでは、必ずしも公共ホール等の舞台でなくても実施できそうな公演が見受けられた。

このことから、助成金の交付を決定した団体には、助成の条件を満たすことが確認できる写真を提出するよう指導するとともに、事前の相談や交付決定をする際には、事業計画のほか、過去の公演等の実績をよく確認し、公演等の内容によっては、可能な限り青梅市文化交流センターの使用を勧めるよう努められたい。

イ 教育委員会掌理団体について

市教育委員会では、昭和55年度から青梅市および教育委員会が推進する生涯教育のうち、青少年および成人の情操教育の一環として、青梅市青少年吹奏楽団、青梅児童合唱団および青梅市民合唱団を掌理団体に指定している。

また、青梅市教育委員会掌理団体育成要綱では、掌理団体は、市および教育委員会が主催および後援する事業に参加する義務を負うこととされており、各掌理団体は、これまで多くの事業に参加してきた。

しかし、近年では、市等が主催する事業に参加する回数が減少し、近隣の自治体では、このような掌理団体の指定は、ほとんど見られない状況となっているとのことである。

平成22年度には、「青梅市社会教育委員会議」において、市教育委員会の掌理団体の在り方について議論され、市の事業の参加を促すよう意見を受けたが、依然として参加回数が減っている

状況とのことである。

市教育委員会では、この育成要綱において特定の３団体のみを掌理団体と指定しているが、今日では生涯教育も多様化し、様々な団体が存在することも踏まえ、改めて掌理団体の今後の在り方を検討されたい。

ウ 外国人の日本語講座の開催について

青梅市国際理解講座は、昭和６２年から長年にわたり、公益財団法人青梅佐藤財団との共催事業として継続実施してきたとのことである。

この講座は、小学生から高校生を対象とした「世界に広がる教室」と、成人の外国人を対象とした「外国人の日本語講座」に分かれており、受講生は延べ約４，９００人を超え、大きな成果を挙げているものと理解する。

しかし、近年の「外国人の日本語講座」の受講者は減少し、令和７年度では定員３０人に対し受講者が半数以下となっている。

青梅市公式ホームページや広報おうめ等で受講者を募集しているとのことだが、今後の受講者数の増加につながるよう、募集方法については、青梅佐藤財団と調整し、より多くの外国人の目に留まるよう工夫されたい。

エ 文化交流センター周辺の有料駐車場特約使用について

社会教育課では、青梅市文化交流センターの利用者等が、市の指定する４箇所の駐車場を使用した場合に利用料金が割引されるよう、令和６年度から、市と当該駐車場運営事業者が駐車場特約使用に関する契約を締結し、市は駐車場運営事業者に対し月額５５万円、年間に換算すると６６０万円の使用料を支払っている。

駐車場利用料金の割引対象者は文化交流センターの利用者のほか、青梅市民センター関係者等で、割引方法は駐車場運営事業者から貸与された認証機で認証処理されたものを提示することにより料金が割引される。

また、市が支払っている月額５５万円は、駐車場運営事業者から提示された金額にもとづくもので、当該事業者からは、実際の割引による減収額は開示できないとされ、かつ、市では割引認証した金額を把握できていない仕組みとなっているとのことであ

った。

これに関し、担当課では、月額 5 5 万円の根拠は示されていないが、現場の実際の駐車場利用状況を見る限り、支払っている月額 5 5 万円以上の割引がされているとの認識であった。

一方で、同課所管の中央図書館においても、一部の図書館利用者に対し隣接する商業施設の駐車場利用料金を割引しているが、こちらの駐車場運営事業者との契約は、利用者 1 台当たりの単価契約となっており、双方が実際の割引状況を把握できる仕組みとなっているとのことであった。

現状では、月額 5 5 万円、年間 6 6 0 万円の使用料の妥当性を判断し難く、担当課においてはその金額について改めて精査し、対外的にもその妥当性が説明できるよう整理されたい。

オ 青梅市芸術文化祭について

令和 2 年度第 1 回定期監査において、社会教育課に対して「総合文化祭全体を俯瞰できるような事業内容を記した総括的な報告書の提出を求める」よう要望している。

その後、令和 5 年度にも措置状況調査を実施したところ、「文化団体連盟には指導し総括的な報告書を提出してもらっている。」との回答があった。

今回の定期監査で改めて確認したところ、令和 4 年度までは総括的な報告書の存在が確認できたが、それ以降は報告書が見当たらず、令和 7 年度においても提出を受けていないことが判明した。

令和 5 年度以降は報告書の提出を受けていないことから、この原因を究明するとともに、適切に対処されたい。

(2) 文化課

ア 青梅市指定史跡藤橋城跡管理清掃等業務委託について

青梅市指定史跡藤橋城跡については、空き缶、空き瓶の除去など、月 1 回の清掃業務、除草、植え込みの剪定などの植栽管理、週 2 回の水洗便所の清掃などを業務委託により行っている。

この業務委託では、業務の開始前、作業中、作業後の写真とともに、清掃業務については作業月報、その他の業務については作業日報を提出するものとしている。

しかしながら、提出を受けているものは、上半期と下半期の、

それぞれ半年分の作業報告書であり、除草作業中の作業らしき写真が2枚添えてあるだけで、除草作業以外については写真の提出はなく、週2回の水洗便所の清掃に至っては、報告書には一切触れられていなかった。

このため、清掃業務や水洗便所の清掃作業の履行はほとんど確認できず、委託料の支出が適正であったか判断できる内容ではなかった。

現地を確認したところ、水洗便所も含め、たいへん清潔に保たれており、除草作業も適切に行われていたが、業務委託として契約を締結している以上、その契約内容は報告書の提出も含めて忠実に履行されなければならない、市は、相手方に適正な履行を促すとともに、その確認をもって支出命令を執行されたい。

(3) 文化課および美術担当

ア 青梅市立美術館の収蔵庫および美術作品の保管について

市立美術館では、これまで約2,300点の美術作品（以下「館蔵品」という。）を収蔵し、美術館内の収蔵庫および民間の倉庫を借用し保管を行ってきた。

令和7年度に市立美術館の大規模改修により、収蔵庫については、第1収蔵庫では、床、壁のほか、木製棚からオープンスチール棚に改修し、第2収蔵庫では、壁を改修するとともに、床のレール部分をフラットにするために鉄板を敷く改修を行った。また、両収蔵庫共に鉄製の内扉および電子錠を新設するなど、大幅な改修を行った。

しかし、今後は既存の館蔵品を美術館内の収蔵庫には保管せず、すべてを民間の美術作品用倉庫に保管し、改修した館内収蔵庫は、主に特別展等で他館から借用した美術作品を保管するスペースとしたいとのことであった。

その場合、保管費用は、美術館改修前の約227万円から大幅に増加し、約1,175万円となり、改修前の5倍という費用が経常的に必要となる。

また、特別展のために借用した美術作品は、特別展の開催期間の前後数日間、館内収蔵庫に保管されるだけで、特別展等の開催中は各展示室に展示されることから、大半の期間は、館内収蔵庫

は空いた状態となる。

このことから、改修した館内収蔵庫は最大限に有効活用できるよう、館蔵品の効率的な保管方法を十分に検討されたい。

イ 青梅市郷土博物館および青梅市立美術館の運営の在り方について

青梅市郷土博物館および青梅市立美術館の運営については、庁内に設置している、「青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の協議を経て、青梅市郷土博物館では、学識経験者や公募による市民から構成されている「青梅市文化財保護審議会」で、同様に、青梅市立美術館では、「青梅市美術館運営委員会」で議論し、その後、その内容をもとに教育委員会で協議を重ね決定するものと認識している。

しかし、令和７年度では、事業計画等の運営について、「青梅市文化財保護審議会」および「青梅市美術館運営委員会」において協議や報告が行われていることを会議録から把握できたが、庁内に設置の検討委員会は、１回も開催されていないとのことであった。

なお、この検討委員会の設置要綱には、所掌事項に「博物館等の施設および運営に関すること」と明記されている。

このことから、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館の運営について、検討委員会で協議されるべきことがなされておらず、検討委員会は適正に機能していないと思われる。

「青梅市文化財保護審議会」または「青梅市美術館運営委員会」との関係性を含め、検討委員会の在り方を十分検討するとともに、博物館の移転等を含む事業の在り方や美術館の大規模改修後の事業計画等については、庁内外で十分協議し、適切に事業を進めるよう要望する。

ウ 青梅市立美術館が所蔵している美術作品の活用等について

美術館は、昭和２６年に制定された博物館法に位置づけられ、この法律において、美術館を含む博物館等は、「歴史、芸術等に関する資料を収集し、保管し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を

行うことを目的とする機関」としている。

また、この目的を達成するために、「実物、模写、図表、写真等の資料を豊富に収集し、保管し、展示すること」とされている。

こうした中、本市の美術館では、現状において約 2,300 点もの美術作品を収集し、保管しているが、近年ではこれらの館蔵品は、ほとんど企画展等で展示されていない。

令和 9 年度に予定している美術館の再開館後は、館蔵品の企画展を開催する予定はなく、10 年度以降に年 1 回は館蔵品を展示するものとしたい、とのことであるが、過去に館蔵品の企画展が年間に 3 回行われていた実績もあり、今後は収蔵だけでなく、展示に関しても積極的に館蔵品を有効活用されたい。

なお、約 2,300 点の館蔵品の中には、保管状態が良好でなく展示に向かない作品もあることから、活用が困難なものについては、国の通知等も踏まえた再評価を行うなど、館蔵品の在り方について、十分に検討されたい。

(4) 文化複合施設等整備担当

ア 文化複合施設の建設について

東青梅 1 丁目地内諸事業用地の文化複合施設の建設については、用地取得後、「東青梅 1 丁目地内諸事業用地等利活用構想」を策定し、青梅市民ホールの建設に関する懇談会の開催などを経て、令和 6 年度には「東青梅 1 丁目地内諸事業用地等整備基本計画」案を策定した。

その後、令和 7 年度にはワークショップの開催などを経て、この基本計画案の見直しを行ってきた。

また、文化ホールの事業手法については、当初 P F I 方式による事業手法を検討していたが、昨今の物価高騰などの急激な社会情勢の変化により、P F I 方式の手法では将来の事業予測が難しく、入札に参加する企業も減少し、入札不調となる事例が増加するなど、複数の要素を一括的に契約する P F I 方式のメリットが薄れているとのことである。

一方、従来方式は、基本設計や実施設計、施工前のそれぞれの段階で、発注者と受注者で詳細を定められることや、市民等からの意見が反映できることから、令和 7 年度には、これらを重視し、

各段階ごとに発注を行う従来方式を採用することとしたとのことである。

引き続き、必要な機会ごとに市民等の意見を聴取、反映させながら、従来型を採用した利点を有効に発揮できるよう事業を推進されたい。

(5) 選挙管理委員会事務局

ア 関係機関への伝達方法について

青梅市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、地方自治法第181条にもとづき4人の選挙管理委員で組織され、令和7年度には、25回の招集を行った。

選挙管理委員会の招集に当たっては、招集告知文を各委員に郵送で通知してきたが、告知方法については、紙文書で告知するという規定はないとのことである。

市に設置された外部委員を含めた審議会や委員会では、事務の効率化や経費節減の観点から、徐々に電子メールを活用して各種通知を送信していることから、選挙管理委員への招集告知についても、受信が困難な委員以外は原則として電子メールで対応されたい。

なお、電子メールで対応される場合においても、個人情報保護の観点から、今までどおり複数人で確認した上で送信されたい。

また、FAXの利用については、自治体間の申し送り等で利用しているとのことであるが、この利用についても、同様の観点から関係機関と調整のうえ、電子メールの活用への移行を検討されたい。

イ 切手の管理について

令和3年度第3回定期監査において、選挙管理委員会事務局に対し、「切手は、金券であり、リスク管理の面からも購入計画を立て、必要最低限度の購入に努めるとともに、在庫の確認は複数人により定期的実施し、適正な管理をされたい。」と要望している。

その後、要望事項に対する措置内容を確認したところ、令和4年6月17日付けで、「新たな切手の購入は、在庫管理を徹底し、必要枚数の把握、使用した後の購入等のルール化を行っています。」との回答をいただき、さらに、その後の措置状況確認でも、「金券

類の管理について、担当職員による管理とし、確認を徹底しています。」と回答をいただいた。

しかし、今回の監査において、改めて切手の管理状況を確認したところ、切手自体や使用簿については適正に管理されていたが、切手の在庫総金額は、218,032円に達しており、改善が図られていなかった。

その要因としては、事務引継ぎが適正に行われていなかったと思われる。

繰り返しの要望になるが、切手に関しては、リスク管理の面からも適切な購入計画を立て、必要最低限度の購入にとどめ、過剰な在庫が生じないように管理されたい。

ウ バースデーカードについて

選挙管理委員会では、新たな有権者になる方へ選挙の投票の重要性などを周知するために、「青梅市明るい選挙推進協議会」と連携して、18歳の誕生日を迎えた方に、バースデーカードを送付しているとのことである。

このバースデーカードには、選挙のしくみや大切さを連ねた「選挙のしおり」が添えられ、投票行動を呼びかけており、都内26市のうち10市が類似した取組を行っている。

その効果として、令和7年に行われた都議会議員選挙および参議院議員選挙の年代別投票率を見ると、青梅市では18歳の投票率が19歳から29歳までの投票率を上回っており、この点だけに着目すると、バースデーカードの送付が投票行動へ有効に働いているとの見方ができる。

一方で、投票者全体で見ると、都議会議員選挙、参議院議員選挙ともに、18歳の投票率は全年齢階層の平均より低い投票率であった。

さらに、他の自治体と比較してみると、この18歳の投票率をバースデーカードを送付していない16市の同年齢と比較すると、ほぼ全てで青梅市の投票率が下回っていた。

また、現行のバースデーカードの基本的なデザイン構成は平成23年に考案されたもので、明るい選挙のイメージキャラクターである「選挙のめいすいくん」がデザインされているが、現在ま

で基本的なデザインは見直されていないとのことであった。

この選挙の啓発キャラクターは、選挙に関心を持ち、投票行動を促す効果を期待するものとして、自治体によっては独自のキャラクターを起用している。

今後は、特に投票率の高い自治体での啓発活動の内容や展開手法などを研究し、「青梅市明るい選挙推進協議会」と連携して、青梅市における投票率の向上へ向けた取組に努められたい。

エ 防災行政無線による投票啓発放送について

選挙管理委員会では、選挙の投票日に市の防災行政無線を活用して、正午、午後5時および7時の3回、その時点の投票率とともに、投票を呼びかける広報を行ってきた。

投票率に関しては、令和7年6月に実施された都議会議員選挙の投票日の午後5時現在の投票率が、18.56パーセント、同じく7月の参議院議員選挙では23.42パーセントであった。

午後5時時点の投票率が低い理由は、期日前投票の投票数を午後8時に加えていたことから、それまでは投票率の分子に期日前投票の数が含まれていないためとのことであった。

防災行政無線で、午後5時現在で10パーセント台という投票率を報じて投票行動を呼びかけても、その効果は懐疑的と思われる。

この無線による投票率の速報に、期日前投票の数を含めるか否かは、特段の規定が無いとのことであり、特に、近年は期日前投票の割合が増していることから、午後5時現在に期日前投票を含めた実質的な投票率を放送することで、投票行動を促すことも一案と思われる。

また、無線の語り手に、市民である小中学校の児童、生徒に協力いただき、「私たちの将来を決める大切な一票です」といった趣旨の言葉を添えることにより、心理的に投票行動を促すなど、投票率の向上へ向けた工夫の余地もあるものと思われる。

青梅市における選挙の投票率は、都内26市の中でも低い方に位置しており、選挙管理委員会ほか、必要な機関と調整を図りつつ、防災行政無線を活用した効果的な広報を検討されたい。

(6) 共通（全庁的事項）

ア 事務処理について

令和３年度以降、これまでの定期監査で指摘してきたところであるが、今回の監査においても文書に文書処理カードの貼付がなく主管課長の決裁がない文書など、適切に処理されていないものが、依然として散見された。

再三の要望になるが、收受文書処理については、当該文書の処理経過を記録し、管理する役割があるため、青梅市公文書管理規程を遵守し、適正に処理されたい。